

平成30年7月11日

三原商工会議所
会員各位

三原商工会議所

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関する件について

平素より、三原商工会議所の事業運営にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

会員の皆様におかれましては、被災・停電・断水等による被害の他、日常生活でも不自由にされておられることと存じます。

現在、三原商工会議所管轄地域（旧三原市内）の被害状況につきましては、沼田東、沼田西町等エリア、木原エリアにおいて大雨による水害・土砂災害が発生し、会員事業所様にも被害が発生しております。

これ以外にも、沼田川が氾濫した影響により、広島県が管理する沼田川水道供給事業用（水道用水・工業用水）の取水施設が浸水により停止。また、三原市が管理する西野浄水場も沼田川からの取水となりますが、水の濁度によりろ過浄水できない状況が続き、市内全域（一部除く）で、7月9日より断水が続いています。

これにより、製造業では操業休止、食品・飲食・サービス業等でも営業休止を強いられる状況となっております。また、アクセスにも甚大な被害があり、物流にも大きな支障をきたしている状況です。

こうした中、三原商工会議所では、7月9日付けで、中小企業庁からの指示のもと、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関する特別相談窓口」を設置し、事業者からの資金繰り等の相談に対応している他、三原市と連携し地域の「激甚災害指定」を受けるべく調査の実施、国・県・市との連絡調整を行う他、商工会議所行事、市内の行事についての実施調整等、全力をあげて取り組んでおります。

この他、本所ホームページ（<http://www.mhr-cci.or.jp/>）や、本所が管理する Facebook ページ（<https://www.facebook.com/furusato.mihara/>）により、事業者・市民向けの災害情報の発信等を行っているところです。

なお、特別相談室では、次のことについて対応しておりますので、会員各位におかれましては、事業者の皆様からのご相談等ございましたら、三原商工会議所へ一報するようお願い申し上げますようお願い申し上げます。（ご連絡先：電話：62-6155 mail：info@mhr-cci.or.jp）

■特別相談窓口を開設しています。

- ・ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付の斡旋。
- ・ 小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付の斡旋。
 - ※ 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて要請を行っています。

※大雨により休業等で雇用の維持が困難になる深刻な問題等がございましたら、「雇用保険の特例措置及び雇用調整助成金」がご利用いただけますので、三原労働基準監督署・ハローワークへご相談ください。

※広島県水道課の発表で、沼田川用水供給事業につきましては、報道等でもご覧の通り、16日の送水開始にむけて作業が行われています。三原の西野浄水場については、沼田川の水の濁度が下がると「ろ過」出来る状況になるとの事です。（情報は本所HP・Facebook ページでも随時お知らせしています。）

厳しい状況が続き、会員の皆様や社員の皆様にもお疲れのところとは存じますが、体調管理にご留意くださいますようお願い申し上げます。